

# 中小企業人材育成応援補助金

## 経営者や従業員の研修等の 学習費用を支援します！

市内の事業所に勤務する役員及び従業員のために業務上必要なスキルの習得やリカレント教育などの導入を促進し、人材の定着や労働生産性の向上に取り組む市内事業者に研修費等を補助します！

ただし、道路交通法第84条に規定する自動車等の運転免許の取得に係る経費や、各種資格の受験料・更新料は除きます。

経営者や幹部候補に  
向けた人材育成のための  
研修等



リカレント教育のための  
大学や教育機関等の受講料



こんな取組を  
**応援**  
します！

テレワークなどの  
働き方改革や生産性向上など  
経営に係る体制整備や  
戦略を学ぶ研修等



従業員向けのスキルや  
技術・知識等習得の  
ための研修等



補助限度額

1人あたり 上限 5万円  
1企業あたり 上限 20万円

補助率 2分の1

※予算が無くなり次第、受付を終了します

## 制度の概要

### 対象となる事業者

- 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者
- 市税を滞納していないこと。
- 暴力団等反社会的勢力でないこと。

### 対象となる受講者

- 山口市内に勤務する常勤の役員及び正規従業員  
※パート・アルバイトは除く

### 対象となる研修等

#### 次の全てに該当するもの

- 業務上必要な能力の向上又は技術知識等の習得のための研修及び講習
- 実研修時間6時間以上のもの  
※令和4年2月末日までに実施され支払いが完了するものに限り。

#### 次のいずれかの機関が実施するもの

- 公的研修機関
- 試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等
- 専門的な研修を行っている民間団体又は企業等

### 対象となる経費

- 謝金、委託料（研修業務委託費）、会場借上料、材料費、受講料
- 補助率1/2以内
- 補助限度額  
1人1回5万円を限度とし、1企業につき1年度20万円までとします。  
※資格の受験料、更新料は対象外です。  
※道路交通法第84条に規定する自動車等の運転免許の取得に係る経費は対象外です。  
※国・県等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は対象外です。



## 手続の流れ

### 事業認定申請

認定を受けた日以降の研修等に限り

- 認定申請書（別記様式第1号）
- 研修概要書（別紙1）
- 研修機関が発行する研修案内等
- 定款及び登記事項証明書（個人事業主の場合は住民票）
- 市税の滞納の無いことの証明



### 事業認定 市 → 申請者

- 事業認定通知書を送付



### 研修等受講

申請する事業者等が自ら企画する研修等の場合、受講者名簿の写しと実施状況写真が必要となりますので、ご準備ください。



### 交付申請

- 交付申請書（別記様式第6号）
- 研修実施報告書（別紙2）
- 研修等を受講したことを証する書類
- 研修に要した経費の領収書の写し

申請する事業者等が自ら企画する研修等の場合

- 受講者名簿の写し
- 実施状況写真



### 交付決定 市 → 申請者

- 交付決定通知書を送付



### 請求

- 請求書（別記様式第9号）

